

浜松市規則第 4 5 号

浜松市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

浜松市職員の給与に関する規則（昭和 3 1 年浜松市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 1 2 条の 3 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には通勤届を速やかに任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>通勤方法を変更し、又は通勤のため利用する交通機関等において負担する運賃若しくは料金の額に変更があった場合</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>第 1 2 条の 3 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には通勤届を速やかに任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>通勤方法若しくは給与条例第 1 2 条第 4 項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場の料金に変更があった場合</u></p> <p>(5) (略)</p>
<p>第 1 2 条の 4 任命権者は、前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準じるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、給与条例第 1 2 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p>	<p>第 1 2 条の 4 任命権者は、前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準じるものを含む。以下「定期券」という。）の提示<u>又は第 1 2 条の 5 の 1 3 に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場の料金を証明する書類の提出</u>を求める等の方法により確認し、給与条例第 1 2 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p>
<p>第 1 2 条の 5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与条例第 1 2 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に</p>	<p>第 1 2 条の 5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与条例第 1 2 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に</p>

応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が算定基礎期間（給与条例第12条第5項に規定する算定基礎期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

(2)・(3) (略)

4 (略)

第12条の5の2 (略)

2 給与条例第12条第2項第1号の規則で定める額は、当該職員の運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額（その者が2以上の普通交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にあっては、その合計額）を限度として任命権者が定める額とする。

第12条の5の5 給与条例第12条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 給与条例第12条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が算定基礎期間（給与条例第12条第6項に規定する算定基礎期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

(2)・(3) (略)

4 (略)

第12条の5の2 (略)

2 給与条例第12条第2項第1号の規則で定める額は、当該職員の運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額（その者が2以上の普通交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）を限度として任命権者が定める額とする。

第12条の5の5 給与条例第12条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 給与条例第12条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。））にあっては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第1号に定める額

(3) 給与条例第12条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額が同条第2項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同項第2号に定める額

2 (略)

3 給与条例第12条第2項第3号の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に該当する職員 当該職員の運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額(その者が2以上の普通交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にあっては、その合計額)を限度として任命権者が定める額と給与条例第12条第2項第2号に定める額の合計額

(2) 第1項第2号に該当する職員 当該職員の運賃等相当額を当該算定基礎期間の月数で除して得た額(その者が2以上の普通交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にあっては、その合計額)を限度として任命権者が定める額

第12条の5の12 (略)

(3) 給与条例第12条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額(駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額)未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同条第2項第2号に定める額

2 (略)

3 給与条例第12条第2項第3号の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に該当する職員 当該職員の1箇月当たりの運賃等相当額等を限度として任命権者が定める額と給与条例第12条第2項第2号に定める額の合計額

(2) 第1項第2号に該当する職員 当該職員の1箇月当たりの運賃等相当額等を限度として任命権者が定める額

第12条の5の12 (略)

第12条の5の13 給与条例第12条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務所の周辺又は第12条の4の規定に基づき決定し、若しくは改定する通勤手当の月額の基礎となる経路若しくはこ

第12条の5の13 給与条例第12条第5

項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(へき地手当等)

第17条の2 (略)

2～4 (略)

5 前2項の規定にかかわらず、給与条例第

11条の2の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

第17条の3 (略)

2 (略)

3 給与条例第13条の3第2項の規定によりへき地手当に準じる手当を支給される職員は、新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日
(以下この条において「指定日」という。)

前に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合
市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第12条の5の16 給与条例第12条第6

項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(へき地手当等)

第17条の2 (略)

2～4 (略)

第17条の3 (略)

2 (略)

3 給与条例第13条の3第2項の規定によりへき地手当に準じる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

異動の日から起算して3年を経過していないものとする。

4 前項の職員に支給するへき地手当に準じる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校等が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

(1) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの

(2) 新たに採用された職員で、新たに採用された日（以下この条において「採用日」という。）の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務することとなった職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員で、指定日前3年以内に当該学校等に異動したことに伴って住居を移転したものとなるもの

4 前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準じる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が同号に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に第1項及び第2項の規定により指定日以降へき地手当に準じる手当が支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務し

ていたものとした場合に前項（第1号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に準じる手当が支給されることとなる期間及び額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の浜松市職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和8年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。ただし、改正後の規則第17条の2及び第17条の3の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（へき地手当に関する経過措置）

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の浜松市職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給されたへき地手当は、改正後の規則の規定によるへき地手当の内払とみなす。

（通勤手当に関する経過措置）

4 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 切替日において、その前日から引き続き、浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年浜松市条例第32号）の規定による改正後の浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）第12条第4項の職員たる要件（以下「新要件」という。）を具備する職員であった者

(2) 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、新たに新要件を具備する職員となった者

(3) 前2号のいずれかに該当する者で、切替期間において、新要件を欠くに至ったもの

5 前項の規定による届出を市長が定める日までに行った者に対する改正後の規則第12条の6の2第2項の規定の適用については、同項中「届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」とあるのは、「事実が生じた日の属する月の翌月（その日が令和8年4月1日以前であるときは令和8年4月とし、その日が令和8年4月1日後である場合であって月の初日であるときはその日の属する月とする。」とする。

(細目)

6 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(あらまし)

この規則は、浜松市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い駐車場等の利用に対する通勤手当に関する規定を整備し、へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴いへき地手当と地域手当との調整規定を削るほか、所要の整備を行うものです。